

# 事業者様に工業用水道を御利用いただくため 成功報酬型の紹介制度をつくりました

静岡県企業局では、より多くの事業者様に工業用水を御利用いただくために、工業用水の利用を希望する事業者様を御紹介いただき、給水契約締結にいたった場合に謝礼をお支払いする成功報酬型の紹介制度「**工業用水利用促進インセンティブ制度**」を創設しました。

## 制度を御利用いただける方

- 建設業法の許可を受けて建設業を営む事業者
- 建築士法の登録をして設計等を行うことを業とする事業者
- 宅地建物取引業法の免許を受け宅地建物取引業を営む事業者
- 金融機関、企業支援事業者
- 企業局が管理する工業用水のユーザー

## 制度の概要（流れ）

情報提供者様から企業局へ給水希望事業者様の情報を提供※

企業局から給水希望事業者様へ工業用水道利用の意向を確認

企業局と給水希望事業者様との間で3年以内に給水契約の締結

企業局から情報提供者様へ謝礼のお支払  
(情報提供者様が既存の工業用水道ユーザー様の場合は、使用料金を減免)

※御提供いただく情報は日量 100 m<sup>3</sup>以上の契約が見込まれる事業者様の情報に限ります

## 成功報酬

区分	柿田川	富士川	東駿河湾	静清	中遠・西遠・湖西
報酬単価	300 円	210 円	390 円	600 円	960 円

報酬単価は契約水量（日量）1 m<sup>3</sup>あたりの額

例えば

中遠工業用水で 1,000 m<sup>3</sup>/日の給水契約締結に至った場合  
960 円×1,000 m<sup>3</sup>=960,000 円 をお支払いします。

(工業用水道ユーザー様の場合は該当月の使用料金から 960,000 円を減免します)

## お問い合わせ

静岡県企業局経営課

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6 TEL:054-221-2329

e-mail:kigyou\_keiei@pref.shizuoka.lg.jp

<静岡県企業局ホームページ>

<http://pref.shizuoka.jp/kigyou/>

静岡県企業局

検索

## Q&A

給水を希望する事業者が自ら情報提供をすることはできますか？

⇒情報提供いただけるのは第三者のみです。ただし、工業用水のユーザー様の場合、子会社や関連会社の情報を御提供いただくことは問題ありません。

同じ事業者の情報について、複数の情報提供があった場合はどうなるのですか？

⇒一番最初に情報を提供していただいた方を正規の情報提供者とします。

情報提供から給水契約の締結まで、どのくらいの時間がかかりますか？

⇒必要な水量が既に決まっており配水管敷設工事もあまり必要としない場合等は、比較的早く契約を締結できると考えられますが、そうでない場合は1年以上かかることもあります。

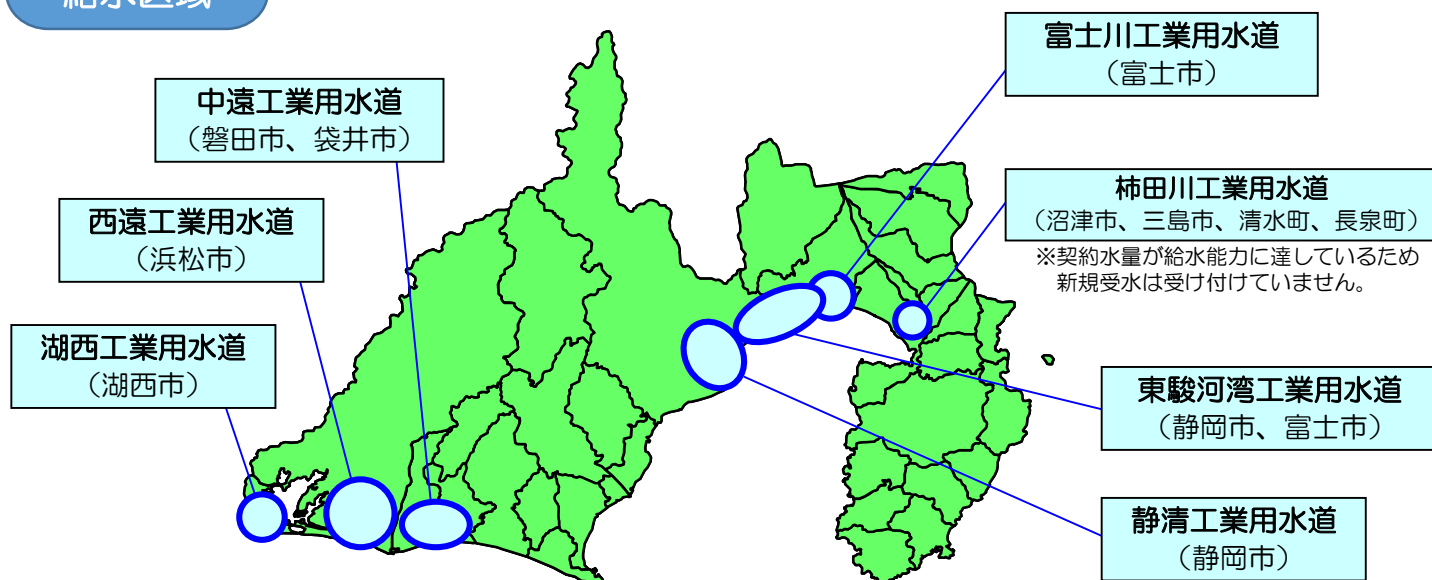
情報提供はどのように行うのですか

⇒所定の様式に必要事項を記入して、企業局経営課（県庁）、企業局東部事務所又は西部事務所へ持参してください。詳細はホームページ掲載の実施要綱を御覧ください。

## 静岡県工業用水の概要

- 工業用水道は上水道に比べて塩素・消毒等処理の工程が少ないため、低廉な料金で供給することができます。
- 工業用水道の使い道は、工業用途に限らず、空調の冷却水、トイレ用水、車両の洗浄水、公園の散水、植物工場等様々な分野で御利用いただけます。

### 給水区域



### 料金

区分	柿田川	富士川	東駿河湾	静清	中遠	西遠・湖西
基本料金 [ /m <sup>3</sup> ]	10.0 円	6.8 円	13.0 円	20.0 円	32.0 円	32.0 円
使用料金 [ /m <sup>3</sup> ]		0.5 円	3.0 円		12.0 円	
超過料金 [ /m <sup>3</sup> ]	20.0 円	14.6 円	32.0 円	40.0 円	88.0 円	64.0 円